

## [実務対応報告]

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」

- 
- 法人名 :
  - 部 署 :
  - 役 職 : 年金数理人
  - 名 前 : 大山義広
- 

■コメント :

「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、代行部分については免除保険料を超える母体企業の負担がないことが明確になったにもかかわらず、代行部分の債務の取扱いを変更することに合意を得るには至らなかつたことを、誠に遺憾に思います。

さて、今回の公開草案については以下の問題点があるため、代行部分の債務を退職給付会計基準の対象外とすることを含め、抜本的な再検討が必要と考えます。

今回示された会計処理は、上記法律の第 8 条により新設された「厚生年金保険法附則第 30 条」に定める「交付金」を対象としています。

一方、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 84 条に定める「政府負担金」の会計処理については、今回の公開草案では規定されず、従って、従前どおりの処理となっています。

政府負担金は殆ど全ての厚生年金基金で発生していますが、現行の基準では、厚生年金基金が政府負担金を受け取った時点で、母体企業では会計処理を行っていません。

これは、退職給付債務の計算時において政府負担部分を控除していることの帰結です。

法律上も実態上も同等と考えられる「交付金」と「政府負担金」とで、「退職給付債務での取扱い」及び「発生時の会計処理」が異なることは適切ではないと考えられます。

「政府負担金」の会計処理を今回の「交付金」の会計処理と同様とする場合、退職給付債務に政府負担金を含めることが適切となり、現行の退職給付債務の計算方法が変更となります。

このように、同等の取扱いとするためには、代行部分の退職給付債務に関する抜本的再検討が不可避と考えます。